

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から44年3月までの期間及び53年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月から44年3月まで  
② 昭和53年4月から61年3月まで

年金事務所から申立期間①及び②の国民年金保険料の納付記録が確認できないと言われた。

しかし、申立期間①については、私が所持している国民年金手帳の資格取得欄には昭和36年4月1日と記載されていることから、今は亡き私の父がその頃に国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付していたのではないかと思われる。また、申立期間②については、夫から、「昭和61年頃、勤務先からの指示でA市役所に国民年金の加入手続きに行った際に、窓口で未納分の保険料があると言われ、一括納付した記憶がある。」と聞いていることから、申立期間①及び②の保険料を納めていたと思うので、確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「私が所持している国民年金手帳の資格取得欄には昭和36年4月1日と記載されていることから、今は亡き私の父がその頃に国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付していたのではないかと思われる。」と申し立てしているところ、当該国民年金手帳には44年11月27日発行と記載され、36年4月1日に遡及して国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人の父親はこの頃に国民年金の加入手続きを行ったものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の直近の任意加入被保険者の資格取得年月日から、44年10月以降に払い出されていることが確認でき、

国民年金手帳の発行日時点及び国民年金手帳記号番号の払出時点のいずれにおいても、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、氏名検索により確認したが、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人は昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月まで被用者年金制度に加入しており、その後、実家のある B 県 C 市に帰省し、47 年 7 月に D 県 E 村に転居するまで、C 市から住所を変更していないと供述していることを踏まえると、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市町村の国民年金被保険者名簿を確認したが、申立期間①の国民年金保険料を納付した形跡は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間①の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、当時の状況を聴取することはできない上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

申立期間②について、申立人は、夫から、「昭和 61 年頃、勤務先からの指示で A 市役所に国民年金の加入手続に行った際に、窓口で未納分の国民年金保険料があると言われ、一括納付した記憶がある。」と聞いていると主張しているものの、オンライン記録及び E 村の国民年金被保険者名簿では、53 年 4 月に国民年金被保険者資格を喪失し、61 年 4 月に第 3 号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間②は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市町村の国民年金被保険者名簿を確認したが、申立期間②の国民年金保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を一括納付したとする申立人の夫から聴取しても、「A 市役所の窓口で未納分の保険料があると言われ、一括納付したはずである。」というほかに納付に至った具体的な手続状況に関する供述を得ることはできない上、申立人自身は国民年金の保険料の納付に直接関与していないため、具体的な納付状況が不明である。

このほか、申立人及び申立人の父親並びに申立人の夫が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月頃から 31 年 10 月 11 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 29 年 6 月頃入社し、C社（現在は、D社）に配属され、同社に 31 年 10 月 11 日までの間、E業務従事者として勤務していたが、年金事務所から当該期間における厚生年金保険の加入記録が見当たらないと言われた。

しかし、申立期間当時、C社に勤務していた私の妻及び当時の同僚 3 人は、私が同社にE業務従事者として勤務していたことを証言してくれると言っているので、調査してほしい。なお、私は会社の健康保険証を使い、昭和 29 年頃に歯科医院で治療した記憶がある。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の元上司及び元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がC社にE業務従事者として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は、「申立人の在籍を確認できる書類が現存しない。」と回答し、B社は、「申立期間に係る資料、データは残っておらず、申立期間における社会保険の取得の形跡は無い。しかし、申立人が昭和 31 年 10 月 11 日に被保険者資格を取得したとして当時のF県に届け出た確認済みのゴム印が押された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届は現存する。」と回答しており、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げたA社の元営業所長及びグループ内事業所の元同僚 3 人(申立人の妻を含む。)は、「申立期間当時、申立人がE業務従事者をしていたことは知っているが、具体的な勤務期間までは覚えていない。当時の社会保険の取扱いについては分からない。」と供述しており、申立人

の申立てを裏付ける具体的な関連資料及び供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人及び上記元同僚の供述から、申立期間当時、申立人と同職種であったとする者は、既に死亡又は連絡先不明であるため、申立てを裏付ける供述は得られない。

加えて、C社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い上、申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できるA社G営業所及び当時の当該事業所のグループ会社であるA社本社及びH社ほか5事業所に係る申立期間の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿も確認したが、いずれの事業所においても申立人の名前は見当たらない。

なお、申立人が「会社から受けた健康保険証を使い、昭和29年頃に歯科医院で治療した記憶がある。」と主張しているが、当該医療機関は、既に廃業しており当該事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。